

【訪問看護・医療保険利用料金表】

〔訪問看護〕_利用料金(1回につき)

【 】内は准看が行った場合

【訪問看護・医療保険利用料金表】					
		料金	1割	2割	3割
基本療養費Ⅰ(看護師等週3日まで)		5,550円【5,050円】	560円【510円】	1,110円【1,010円】	1,670円【1,520円】
基本療養費Ⅰ(看護師等週4日以降)		6,550円【6,050円】	670円【610円】	1,310円【1,210円】	1,970円【1,820円】
悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア又は褥瘡ケアに係る専門的な修を受けた看護師による場合		12,850円			
基本療養費Ⅱ (同一建物居住者で同一日に2人訪問した場合)	看護師等週3日目まで	5,550円【5,050円】	560円【510円】	1,110円【1,010円】	1,670円【1,520円】
	看護師等週4日目以降	6,550円【6,050円】	670円【610円】	1,310円【1,210円】	1,970円【1,820円】
基本療養費Ⅱ(同一建物居住者で同一日に3人以上訪問した場合)	看護師等週3日目まで	2,780円【2,530円】	280円【250円】	560円【510円】	830円【760円】
	看護師等週4日目以降	3,280円【3,030円】	330円【300円】	660円【610円】	980円【910円】
基本療養費Ⅲ		8,500円	ご利用者が入院中であり、在宅療養に備えて一時的に外泊をしている者に対し、その者の主治医から交付を受けた訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、訪問看護を行った場合に算定する料金です。		
注)1.看護師等とは、保健師、助産師又は看護師を指します2.基本療養費Ⅱとともに、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問の場合は、週日以降も週3日までの料金が適用されません。					
機能強化型訪問看護管理療養費	月の初日の場合	12,830円	指定訪問看護を行うにつき安全な提供体制が整備されている訪問看護ステーションであって、利用者に対して訪問看護基本療養費及び精神科訪問看護基本療養費を算定すべき指定訪問看護を行っているものが、当該利用者に係る訪問看護計画書及び訪問看護報告書並びに精神科訪問看護計画書及び精神科訪問看護報告書を当該利用者の主治医に対して提出するとともに、当該利用者に係る指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を継続して行った場合に、訪問の都度算定する。		
機能強化型訪問看護管理療養費		9,800円			
機能強化型訪問看護管理療養費		8,470円			
訪問看護管理療養費	7,440円				
機能強化型訪問看護管理療養費	月の2日目以降	3,000円			
機能強化型訪問看護管理療養費					
機能強化型訪問看護管理療養費					
訪問看護管理療養費					
〔各種加算〕					
項目	利用料金(単位:円)	項目	利用料金(単位:円)		
1.難病等複数回訪問加算(1日2回)※	4,500円	14.退院時共同指導加算	8,000円		
2.難病等複数回訪問加算(1日3回以降)※	8,000円	15.退院時支援指導加算	6,000円		
		15.退院時支援指導加算(90分を超える指導)	8,400円		
3.24時間対応体制加算	6,400円	16.在宅患者連携指導加算	3,000円		
4.緊急訪問看護加算(1日につき)	2,650円	17.乳幼児加算(1日につき)	1,500円		
5.訪問看護ターミナルケア療養費	25,000円	18.看護・介護職員連携強化加算	2,500円		
6.訪問看護ターミナルケア療養費	10,000円	19.複数名訪問看護加算/看護師等(週1日)※	4,500円		
7.特別管理加算	2,500円	20.複数名訪問看護加算/准看護師(週1日)※	3,800円		
8.特別管理加算(重症度等の高い利用者)	5,000円	21.複数名訪問看護加算/看護師等または看護補助者(1日複数回)	3,000円		
9.訪問看護情報提供療養費(1月につき)	1,500円	22.複数名訪問看護加算/看護師等または看護補助者(1日複数回)	1日1回: 3,000円 1日2回: 6,000円 1日3回以上: 10,000円		
10.訪問看護情報提供療養費(1月につき)	1,500円	23.夜間・早朝訪問看護加算	2,100円		
11.訪問看護情報提供療養費(1月につき)	1,500円	24.深夜訪問看護加算	4,200円		
12.在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2,000円	25.特別管理指導加算	2,000円		
13.長時間訪問看護加算	5,200円				